

平成14年 6月11日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

日本油脂株式会社

代表取締役社長 中 嶋 洋 平

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成14年 6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー 4階
スペース6 会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 第79期（平成13年 4月1日から平成14年 3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 第79期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（3頁から6頁）に記載のとおりであります。
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 自己株式買受けの件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（12頁）に記載のとおりであります。
- 第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（12頁から14頁）に記載のとおりであります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

203, 953個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第79期利益処分案承認の件

議案の内容は、別添同封の第79期報告書20頁に記載のとおりであります。当期の利益配当金につきましては、当社をとりまく環境が依然として厳しい中、今後の経営環境を勘案しまして、前期と同額の1株につき3円（中間配当金を含め年6円）といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成13年10月1日「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）が施行されたことにより、額面株式の廃止、単元株制度の創設、株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の廃止などの改正が行われました。同法の規定により、従来1単位の株式数を1単元とする旨および1単元未満の株券を発行しない旨の定款変更がなされたものとみなされますが、これらを含め、「株式の消却」および「株式の単位」の規定の削除ならびに「額面株式1株の金額」、「名義書換代理人」、「取締役の選任」および「監査役の選任」の規定の変更など、同法施行に伴う所要の変更を行うものであります。
- (2) 平成14年4月1日「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）が施行されたことにより、会社関係書類等の電子化などの改正が行われました。同法の規定により、「基準日」、「議事録」、「利益配当金の支払」および「中間配当」の規定の変更など、同法施行に伴う所要の変更を行うものであります。
- (3) 平成14年5月1日「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第149号）が施行されたことにより、監査役の任期の伸長などの改正が行われました。同法の規定により、「監査

役の任期」の規定の変更および附則の新設など、同法施行に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式の消却) <u>第5条の2 当社は、取締役会の決議により、平成10年6月27日以降、2千万株を限度として、利益による株式消却のために自己株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(額面株式1株の金額) <u>第6条 当社の発行する額面株式の1株の金額は50円とする。</u></p>	<p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) <u>第6条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</u> <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p>(株式の単位) <u>第6条の2 当社は1,000株をもって株式の1単位とする。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿および実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示ならびにそれらの抹消、株券の交付、<u>単位</u>未満株式の買取、届出の<u>受理</u>等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿および実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示ならびにそれらの抹消、株券の交付、<u>単元</u>未満株式の買取、届出の<u>受理</u>等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、<u>単位</u>未満株式の買取等に関する請求ならびに届出の手續および手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、<u>単元</u>未満株式の買取等に関する請求ならびに届出の手續および手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日)</p>	<p>(基準日)</p>
<p>第10条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使する株主とみなす。</p>	<p>第10条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載<u>または記録</u>された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使する株主とみなす。</p>
<p>前項その他本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>前項その他本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>(議事録)</p>	<p>(議事録)</p>
<p>第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載して、議長および出席した取締役が記名押印し、当会社に保存する。</p>	<p>第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載<u>または記録</u>して、議長および出席した取締役が記名押印<u>または電子署名</u>を行い、当会社に保存する。</p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>(取締役の選任)</p>
<p>第17条 取締役は、株主総会においてこれを選任し、<u>発行済株式総数の3分の1以上</u>に当たる株式を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって、これを決する。ただし、累積投票によらない。</p>	<p>第17条 取締役は、株主総会において選任し、<u>総株主の議決権の3分の1以上</u>を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって、これを決する。ただし、累積投票によらない。</p>
<p>(監査役の選任)</p>	<p>(監査役の選任)</p>
<p>第27条 監査役は、株主総会において選任し、<u>発行済株式総数の3分の1以上</u>に当たる株式を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって、これを決する。</p>	<p>第27条 監査役は、株主総会において選任し、<u>総株主の議決権の3分の1以上</u>を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって、これを決する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、就任後<u>3</u>年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p>(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、就任後<u>4</u>年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>
<p>(利益配当金の支払) 第31条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し支払う。</p>	<p>(利益配当金の支払) 第31条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載<u>または記録</u>された株主または登録質権者に対し支払う。</p>
<p>(中間配当) 第32条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（中間配当という）をすることができる。</p>	<p>(中間配当) 第32条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載<u>または記録</u>された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（中間配当という）をすることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u> <u>平成15年3月期に関する定時株主総会前に在任する監査役の任期については、第28条中「就任後4年内」とあるのを「就任後3年内」と読み替えるものとする。</u> <u>本附則は、平成15年3月期に関する定時株主総会終結後これを削るものとする。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
1	宇野 允恭 (昭和9年 10月1日生)	昭和34年4月 当社入社 昭和62年2月 同取締役、石化事業部長 平成2年6月 同常務取締役、社長室長 平成3年11月 同常務取締役、経営企画室長 平成4年6月 同専務取締役 平成6年6月 同代表取締役社長 平成12年6月 同代表取締役社長、執行役員 平成14年4月 同代表取締役会長、執行役員 現在に至る	62,250株
2	中嶋 洋平 (昭和17年 1月2日生)	昭和41年4月 当社入社 平成8年7月 同理事、油化事業部企画室長 平成9年6月 同理事、油化事業部副事業部長 平成10年6月 同取締役、経営企画室長 平成11年6月 同常務取締役、経営企画室長 平成12年6月 同常務取締役、執行役員、経営企画室長 平成12年8月 同常務取締役、執行役員 平成14年4月 同代表取締役社長、執行役員 現在に至る	26,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
3	石田 英樹 (昭和15年 8月2日生)	昭和43年2月 当社入社 平成7年7月 同理事、臨時建設本部長 平成8年6月 同取締役、臨時建設本部長 平成9年6月 同取締役、化成事業部長 平成12年6月 同常務取締役、執行役員、化成事業部長 平成13年6月 同常務取締役、執行役員 現在に至る	28,000株
4	大井 弘雄 (昭和20年 1月25日生)	昭和42年4月 株式会社富士銀行入行 平成6年6月 同取締役、業務渉外部長 平成7年5月 同取締役、名古屋支店長 平成9年6月 ファインクレジット株式会社代表取締役社長、ワールドコンピュータセンター株式会社代表取締役社長 平成12年6月 当社常務取締役、執行役員 平成13年8月 同常務取締役、執行役員、物流プロジェクト部長 現在に至る	9,000株
5	※ 大池 弘一 (昭和21年 2月24日生)	昭和45年4月 当社入社 平成8年3月 同戸塚工場長 平成10年1月 同塗料事業部副事業部長兼企画室長 平成10年4月 同コーティングスカンパニーバイスプレジデント兼企画室長 平成12年6月 同執行役員、経営企画室担当部長 平成12年8月 同執行役員、経営企画室長 現在に至る	9,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
6	小林 昭一 (昭和14年 3月13日生)	昭和37年4月 当社入社 平成2年6月 同取締役、経理部長 平成10年6月 同常務取締役、経理部長 平成11年6月 同常務取締役 平成12年6月 同常務取締役、執行役員 現在に至る	45,000株
7	※ 藤郷 栄康 (昭和20年 6月27日生)	昭和44年4月 当社入社 昭和59年3月 同デュッセルドルフ駐在員事務所長 平成11年1月 同人事・総務部長 平成12年6月 同執行役員、人事・総務部長 平成14年5月 同執行役員、秘書室秘書役 現在に至る	7,000株
8	山崎 真吾 (昭和12年 11月22日生)	昭和36年4月 当社入社 平成4年6月 同取締役、尼崎工場長 平成8年4月 同取締役、油化事業部長 平成9年6月 同取締役、株式会社アグロメデック代表取締役社長(現在に至る) 平成12年6月 同常務取締役、執行役員、ニチュビルド株式会社代表取締役社長 現在に至る [他の会社の代表状況] 株式会社アグロメデック代表取締役社長 ニチュビルド株式会社代表取締役社長	36,000株

(注) 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。

1. 取締役候補者山崎真吾氏は、ニチュビルド株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社は同社と合成樹脂関係油剤の販売等の取引関係があります。
2. その他の候補者については、当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) ※は新任候補者であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役山田 守、同榎本幸三の両氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されますので、その補欠として監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
1	酒井 昇平 (昭和12年1月30日生)	昭和36年4月 当社入社 平成2年6月 同取締役、化薬事業部副事業部長 平成9年6月 同常務取締役、化学部門長 平成10年6月 同専務取締役、化学部門長 平成12年6月 同専務取締役、執行役員 現在に至る	51,000株
2	早坂 宗 (昭和20年4月25日生)	昭和43年4月 安田信託銀行株式会社(現みずほアセット信託銀行株式会社) 入行 平成元年6月 同人事企画部副部長 平成7年6月 同取締役、副本店長兼本店営業企画部長 平成10年4月 同常務取締役、本店長兼本店営業第六部長 平成12年5月 同専務取締役 現在に至る	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 早坂 宗氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。
3. 各候補者は、退任する監査役の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めに従い退任した監査役の任期の満了すべき時までといたします。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます酒井昇平氏、柴田満太氏ならびに本總會終結の時をもって監査役を辞任されます山田 守氏、榎本幸三氏に対し、在任中の功労に報いるため退職慰労金を、当社の内規に基づき、相当の範囲内で贈呈したいと存じます。

その具体的な金額、時期および方法の決定は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
酒 井 昇 平	平成2年6月 当社取締役 平成9年6月 同常務取締役 平成10年6月 同専務取締役 現在に至る
柴 田 満 太	昭和63年6月 当社取締役 平成4年6月 同常務取締役 平成10年6月 同専務取締役 現在に至る
山 田 守	平成12年6月 当社監査役 現在に至る
榎 本 幸 三	平成6年6月 当社監査役 現在に至る

第6号議案 自己株式買受けの件

機動的な資本政策を遂行することが可能となるように、商法第210条の規定に基づき、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式500万株、取得価額の総額15億円を限度として買い受けることにつき、ご承認をお願いするものであります。

第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役および使用人に対しストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的とし、当社の取締役および使用人に対して以下の2.に記載の発行要領に基づき新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役および使用人

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式600,000株を上限とする。

ただし、下記(3)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

600個を上限とする。

なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、

各新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値（当該日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づく転換社債の転換および「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）施行前の商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

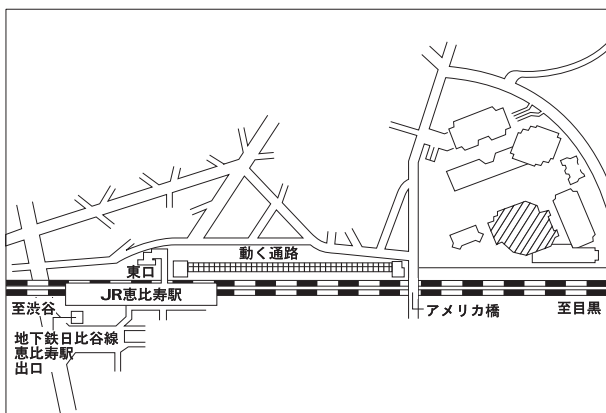
さらに、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- (6) 新株予約権の権利行使期間
平成16年8月1日から平成20年7月31日まで
- (7) その他の新株予約権の行使の条件
 - ① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ② その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。
- (8) 新株予約権の消却事由および条件
当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー4階
スペース6 会議室



交通 JR山手線、埼京線 恵比寿駅東口動く通路 徒歩5分
地下鉄日比谷線 恵比寿駅 徒歩8分